

労働者派遣法第 23 条第 5 項にかかる情報

株式会社マイナビワークス
横浜支社

労働者派遣法第 23 条第 5 項により開示する情報は、次のとおりです。
(対象期間：2016 年 12 月 1 日～2017 年 9 月 30 日)

1. 派遣労働者の数
2017 年 6 月 1 日付け派遣労働者数 124 人(日雇派遣労働者を除く)
2. 派遣先の数
2016 年度 派遣先事業所数(実数) 120 件
3. マージン率
2016 年度 マージン率の平均 28.3%(小数点以下一位未満の端数は四捨五入)
4. キャリアアップに資する教育訓練に関する事項
派遣就業する派遣労働者を対象に、e-learning を中心とした教育訓練を実施しています。
詳細は、Mypage よりご確認いただけます。(賃金支給：有/費用負担：無)
情報セキュリティ関連、セルフマネジメント、ビジネススキル、OA 機器操作訓練等
尚、希望する派遣登録者及び派遣労働者は、提携している PC スクールの講座を割引料
金で受講できるプログラム(パソコン関連等)を設けています。
5. 派遣料金の平均額
2016 年度 労働者派遣に関する料金の額の平均 16,118 円
6. 派遣労働者の賃金の平均額
2016 年度 派遣労働者の賃金の平均額 11,552 円
7. その他事業運営に関し参考となりうる事項
 - (1) マージン率は、法定の計算式にて算出されたものであり、雇用保険、社会保険等の会社負担、事業所維持のための人件費、光熱費等の諸経費を計算の基礎に含んでおりません。
 - (2) 派遣料金の平均額、派遣労働者の賃金の平均額は、異なる職種のすべてを平均化して算出されております。
 - (3) その他、キャリアコンサルティングの相談窓口は下記となります。
相談受付は予約制となります。また、事業所もしくは電話にて行います。
株式会社マイナビワークス 横浜支社/フリーダイヤル：0120 015355(土日祝休)

以上